

オフィス移転等促進奨励金

新型コロナウイルス感染症拡大を契機に、本社機能を尾道市内に移転・分散する事業者及び移転の受け皿となるシェアオフィス等を整備する事業者に対し、運営に必要な経費の一部を補助します。

◇対象事業者

新型コロナウイルス感染症拡大を契機に、次の①か②のいずれかに取り組むもの

①本社機能等の移転

県外から尾道市内に本社機能を移転・分散する法人

②オフィス環境整備

尾道市内の空き物件を改修し、シェアオフィス等として開設する中小企業者

※いずれの取組みも、事業を行う年度の3月31日までに完了すること

◇対象要件

①本社機能等の移転の場合

尾道市内に居住する従業員等が2人以上（うち1名以上が広島県外からの移住者）

②オフィス環境整備の場合

開設したシェアオフィス等に1社以上の事業者が利用すること

◇補助対象経費と補助率

①本社機能等の移転の場合

【改修を行う場合】

- ・オフィス改修費用（補助率：1／2）
- ・オフィス賃料及び通信回線使用料（補助率：1／2）

【改修を行わない場合】

- ・オフィス賃料及び通信回線使用料（補助率：1／2）

※オフィス賃料及び通信回線使用料の補助対象期間は、事業を完了した月から事業年度末（3月）までです。

②オフィス環境整備の場合

- ・オフィス改修費用（補助率：1／2）

◇補助限度額

いずれの取組みも250万円まで

◇問い合わせ先

尾道市 産業部商工課 商工振興係

☎ 0848-38-9182（平日8：30～17：15）

よくあるお問い合わせ

Q.この奨励金の対象者は？

A.中小企業基本法第2条第1号に規定する会社及び個人事業主が対象となります。

Q.本社機能とはどのような機能をいいますか？

A.次のような業務を行う機能をいいます。

- (1) 事業等の企画・立案を行っている企画部門
- (2) 自社のためのシステム開発やプログラム作成等を専門的に行っている情報処理部門
- (3) 総務・経理・人事等の管理業務を行っている管理業務部門

Q.移住者とはどのような人をいいますか？

A.次の両方を満たす人をいいます。

- ・市内に転入する直前の居住地が広島県外であって、その居住地に1年以上住んでいた人。
- ・事業所の移転先である建物の改修が完了した日または事業所の施設等利用契約を結んだ日において、市内に転入してから1年未満の人。

Q.申請に必要な書類を教えてください。

A.次の書類を提出してください。

- (1) オフィス移転等促進奨励金交付申請書
- (2) 事業計画書、収支予算書（それぞれ指定様式あり）
- (3) 建物改修前の施工箇所等の写真（改修に取り組む場合のみ）
- (4) 法人登記簿謄本又は開業届（写しでも可）
- (5) 戸籍の附票の写し等（本社機能に移転する場合のみ）
- (6) 住民票の写し等（本社機能に移転する場合のみ）
- (7) 定款又は規約
- (8) 事業所配置図及び位置図
- (9) 見積書（建物改修費用、賃借料、通信回線使用料）
- (10) 前期分の決算書の写し又は前年分の確定申告書の写し
- (11) 融資に係る契約書等の写し（創業間もない事業者のみ）
- (12) 誓約書兼同意書